

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		小学校等への就学義務の猶予又は免除の承認		
根拠法令及び条項		学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条		
所 管 部 課 名		教育委員会事務局 教育推進課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）		
	基 準	学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 34 条に定めるところによる 〔就学義務の猶予又は免除等〕 第 34 条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第十八条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。		
	設定年月日	平成 15 年 7 月 16 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～10 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	協議機関 日（機関名 ） 処分機関 10 日		
	設定年月日	平成 15 年 7 月 16 日	最終変更年月日	
備 考				